

☆ SUBARU TIMES ☆ 4月号

新型コロナ 企業に対する支援策！！〔拡大、延長等〕

先月に引き続き、新型コロナウイルス感染防止で影響を受けている事業者様のための経営支援措置が次々と施行されております。今回は、融資関係ではなく、助成金等の措置をご紹介します。

雇用調整助成金の特例措置（4月1日より拡大）

雇用調整助成金とは・・・

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

助成率：大企業2/3、中小企業4/5→解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10

支給限度日数：4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別に、雇用調整助成金を利用



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響と受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】

休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能。

生産指標（売上高等）の確認を10%減少から5%に緩和。

雇用指標（最近3か月の平均値）を撤廃。

事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

助成率を大企業2/3、中小企業4/5

（解雇等を行わない場合、大企業3/4、中小企業9/10）に引上げ。

雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象。

雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。

過去に本助成金を受給したことがある事業主について、

ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象に。

イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。



※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用。

※特例措置②については、休業等の初日が令和2年4月1日から6月30日までの場合に適用。

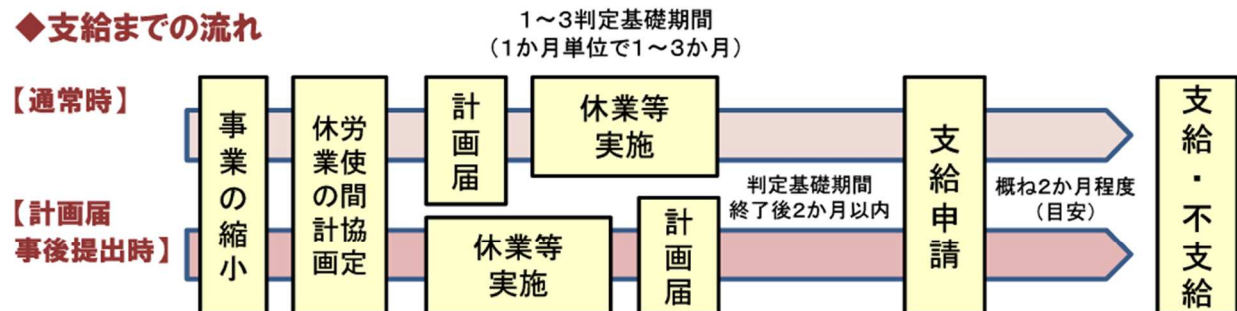
※特例措置⑤・⑥については、令和2年4月1日から6月30日までの間に実施した休業について適用。



◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。(※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・労使協定書 ・労働者代表確認書類
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・生産指標(売上高等)のわかる書類 ・所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類等



◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ①休業の実施予定時期・日数、②休業の時間数、
- ③対象となる労働者の範囲及び人数、④休業手当額の算定基準

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援の延長

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金の適用期間の延長も決定。

【対象事業主】

下の①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども
※小学校、義務教育学校(小学校過程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10
※支給額は8,330円を日額上限とする。

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇
→更に、令和2年4月1日～6月30日の間に取得した休暇まで延長



上記は経営支援策の一部で、納税が困難な場合の猶予制度もあり、今後も様々な施策が創設、拡充されると予想されます。不明点やご心配がありましたら、遠慮なく弊社担当までご相談下さい。